

【成績評価における客観的指標の算出方法】

各授業科目の成績を 100 点満点で点数化し、学年ごとに履修したすべての授業科目の合計点を、履修した授業科目数で割って平均点を算出し、成績評価の指標とする。

なお、算出にあたっては、岡山労災看護専門学校学業成績並びに卒業に関する細則（以下「細則」という。）に基づき、以下の点について留意することとする。

- 細則第 4 条(2) 追試験 ア「校長が認めるやむをえない事由で、終講試験を受験することができなかった場合、追試験を受けることができる。」ウ「取得点数の 80%をもって評点とする。」により、
追試験を実施した授業科目の成績は、実際の得点の 8 割の点数とする。
- 細則第 4 条(3) 再試験 ア「終講試験又は追試験に不合格の場合、終講試験未受験の場合は、再試験受験願を提出し受験することができる。」カ「取得点数をもって評価し、60 点以上を合格とする。ただし、評点は 60 点とする。」により、
再試験を実施し合格した授業科目の成績は 60 点とする。